

広島高等裁判所岡山支部 令和●●年（〇〇）第●●号 差押債権取立請求事件、差押債権取立請求反訴控訴事件

国側当事者・国

令和5年2月24日棄却・上告

（第一審・岡山地方裁判所倉敷支部、令和●●年（〇〇）第●●号、令和●●年（〇〇）第●●号、令和4年7月26日判決、本資料272号・順号2022-20）

判 決

控訴人（一審本訴被告・反訴原告）	医療法人Y
同代表者理事長	A
被控訴人（一審本訴原告・反訴被告）	国
同代表者法務大臣	齋藤 健
同指定代理人	小倉 敏幸
同	正木 一紀
同	沖 陽子
同	渡邊 千加子
同	城 明男
同	石間伏 尚一
同	渡邊 洋貴

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事実及び理由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人の本訴請求を棄却する。
- 3 国税徴収法36条に規定する取立訴訟の提訴要件を満たさない本件本訴は不当提訴である。
- 4 本件反訴は訴訟要件を欠く場合の「却下」の判断には該当せず、「反訴請求に係る訴えをいずれも却下する」は非合法判決であり、取消しを請求する。
- 5 国税通則法43条に基づき、控訴人に対する徴収及び処分の権限を有するのは玉島税務署である。
- 6 管轄の玉島税務署の差押調書謄本（国税徴収法55条）は発令されていない。
- 7 控訴人は、管轄の玉島税務署から強制執行及び強制換価手続（国税徴収法67条）をいずれも受けていない。
- 8 岡山東税務署は、玉島税務署と何ら控訴人に因む情報の共有はなく、控訴人に対する何らの債権も有していない（確定的債権なし）。

- 9 岡山東税務署職員は、まず国税徴収法182条をはじめとする徴収法に逸脱し、同時に憲法31条にも乖離する違法を実行している。

第2 事案の概要

- 1 本訴は、被控訴人が控訴人に対し、被控訴人のB（以下「B」という。）に対する租税債権を徴収するため、Bの控訴人に対する雇用契約に基づく給与債権の差押えをし、国税徴収法67条1項の取立権に基づき、559万6808円及びうち354万円に対する令和3年9月1日から支払済みまでの国税通則法及び租税特別措置法所定の延滞税に相当する額の支払を求めた事案であり、反訴は、控訴人が被控訴人に対し、①被控訴人の債務名義が存在しないことの確認（以下「反訴請求①」という。）、②被控訴人の令和元年12月10日付け処分庁による差押調書謄本が発令されていないことの確認（以下「反訴請求②」という。）、③憲法76条2項に基づけばBの債務が確定していないことの確認（以下「反訴請求③」という。）、④岡山東税務署の徴収行為に憲法31条及び徴収法に定める適正手続から逸脱した行為が含まれていることの確認（以下「反訴請求④」という。）、⑤国税徴収法55条に基づけば、被控訴人の控訴人に対する差押は、処分庁による差押調書謄本の通知によって処分成立となることの確認（以下「反訴請求⑤」という。）を求めた事案である。

原審が、被控訴人の本訴請求を認容し、控訴人の反訴請求に係る訴えをいずれも不適法却下したところ、控訴人が控訴を提起し、反訴について、原審口頭弁論終結日に控訴人が陳述した令和4年6月3日付け訴えの変更申立書記載の請求の趣旨とは異なる請求として、前記第1の3ないし9の各請求をした。

- 2 前提事実、争点及び争点に対する当事者の主張（以下、略称は原判決の例による。）

原判決3頁18行目の「原告」から22行目の「(2)」までを削り、23行目の「(3)」を「(2)」に、4頁6行目の「(4)」を「(3)」に、7行目の「本件」から8行目の「の額」までを「岡山市中区●●を住居とするBに対する被控訴人の別紙1租税債権目録1記載の額の租税債権（以下「本件租税債権」という。）」に、15行目の「(5)」を「(4)」にそれぞれ改め、5頁7行目の「還付金」の後に「をこれ」を、6頁25行目の「件差押」及び7頁5行目の「差押」の後にいずれも「処分」をそれぞれ加え、15行目の「支払」を「発生」に、8頁4行目の「徴収法76条9項」を「庁の通達」にそれぞれ改めるほかは原判決の「事実及び理由」中の「第2 事案の概要」の1及び2並びに「第3 争点に対する当事者の主張」の1ないし4（原判決3頁16行目から9頁17行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。

第3 当裁判所の判断

- 1 当裁判所も、原判決と同様に、被控訴人の本訴請求は理由があり、控訴人の反訴請求に係る訴えはいずれも不適法であると判断する。その理由は、次項のとおり付加訂正するほかは、原判決の「事実及び理由」中の「第4 当裁判所の判断」の1ないし4（原判決9頁19行目から15頁6行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。なお、前記第1の3ないし9の各請求は、控訴人において、原審口頭弁論終結時での反訴請求とは異なる請求であるとしていることに照らし、訴えの変更と解されるが、原審において反訴請求に係る訴えはいずれも不適法却下されているところ、被控訴人は訴えの変更に異議を述べており、当審において訴えの変更を許可することは新請求について被控訴人の審級の利益を奪うこととなるから、控訴人の訴えの変更は許さない。

- 2 (1) 原判決10頁5行目の「、12の3」を削り、7行目の「円」の後に「の納期限を経過した本件租税債権を有しており、その額は」を加え、8行目の「の納期限」から9行目末尾までを「となっており、同年9月1日以降、国税通則法及び租税特別措置法所定の延滞税が加算された額の全額が未納となっている（なお、控訴人が本件租税債権の成否を争えないことは前記1のとおりである。）」に改め、17行目の「また」から18行目末尾までを削る。
- (2) 原判決10頁19行目の「2号」を削り、同行目の「滞納者」から20行目の「とき、」までを「同項各号に規定する場合には」に改め、11頁2行目の「職員」の後に「(国税徴収法2条11号参照)」を加え、3行目の「その」を「差押」に改め、5行目の「、B」から同行目の「こと」までを削り、7行目の「れる」の後に「(なお、Bは差押調書謄本を同月15日頃にはいったん受領したことがうかがえる(乙12の2・3)が、仮に交付されていなかったとしても、その点は、本件差押処分の効力に影響を与えるものとは解されない。）」を加え、25行目の「書面」を「調書」に改める。
- (3) 原判決12頁5行目の「本件差押処分を」から「限り」までを「控訴人の主張する事情をもって」に改め、6行目の「点は、」の後に「本件差押処分に重大かつ明白な瑕疵があることを基礎付ける事実にあたらないか、その主張する事実を認めるに足りないものであり、」を加える。
- (4) 原判決12頁15行目の「支払」を「発生」に、19行目の「被告」を「被控訴人」にそれぞれ改め、13頁15行目の「1項」の後に「、96条2項」を、16行目の「る。」の後に「なお、控訴人は、本訴は国税徴収法36条の7の要件を満たしていない旨主張するが、同法にそのような規定はなく、これを滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律36条の7の要件を満たしていないとの主張と善解したとしても、本訴の要件について同条の適用がないことはその文理から明らかである。」をそれぞれ加える。
- (5) 原判決13頁21行目の「債権」の後に「の存在や金額」を、14頁2行目の「ことが」の後に「控訴人において」を、6行目末尾の後に「なお、控訴人は、反訴請求①は確認の訴えではなく「確認されている」ということであるとか、反訴請求③についてBの債務ではなく控訴人の債務であるなどと論難するが、そうであればそれぞれ請求の特定を欠くものであって、いずれにせよ不適法である。」をそれぞれ加え、19行目の「原告」から同行目の「あつて」までを「控訴人は本件差押処分の無効事由を主張することができるのであつて、給付訴訟である本件本訴において当事者双方の紛争を解決することが有効かつ適切であるといえるから」に改め、14頁26行目から15頁1行目にかけての「本件本訴」を削り、3行目末尾の後に「その他、控訴人が縷々主張する点は、いずれも関連性が不明であるか、独自の見解に過ぎないものであつて、上記判断を左右しない。」を加える。

第4 結論

以上によれば、被控訴人の本訴請求を認容し、控訴人の反訴請求に係る訴えをいずれも却下した原判決は相当であつて、本件控訴は理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり判決する。

裁判官 秋信 治也
裁判官 重高 啓